

平成 2 5 年度前橋地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置，開廷の日割及び代理順序等の定め

制定	平成 2 4 年 1 2 月 7 日
一部改正	平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日
一部改正	平成 2 5 年 1 月 1 6 日
一部改正	平成 2 5 年 2 月 2 4 日
一部改正	平成 2 5 年 3 月 1 日
一部改正	平成 2 5 年 3 月 6 日
一部改正	平成 2 5 年 3 月 2 1 日

前橋地方裁判所

平成 2 5 年度前橋地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置，開廷の日割及び代理順序等を次のように定める。

第 1 裁判事務

1 地方裁判所

(1) 民事部

別表第 1 のとおり

(2) 刑事部

別表第 2 のとおり

(3) 高崎支部

別表第 3 のとおり

(4) 桐生支部，太田支部及び沼田支部

別表第 4 のとおり

2 簡易裁判所

別表第 5 のとおり

3 通信傍受の原記録の保管

- (1) 高崎支部、桐生支部、太田支部及び沼田支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、当分の間、本庁において取り扱う。
- (2) 本庁における傍受の原記録の保管事務は、刑事第 1 部及び第 2 部の部総括裁判官が順次処理をする。ただし、各部の部総括裁判官が差し支えのときは、各部の裁判官が上位から順次代理する。

4 医療観察法に関する事務

- (1) 高崎支部、桐生支部、太田支部及び沼田支部における心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）の審判の手續に関する事務は本庁において取り扱う。
 - (2) 医療観察法第 33 条第 1 項又は第 59 条第 1 項若しくは第 2 項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は、高崎支部、桐生支部及び太田支部についてはその支部で取り扱う。
- 5 勤務時間外令状事務（通信傍受の原記録の保管及び医療観察法に関する事務を含む。）

勤務時間外令状事務を担当する裁判官及びその順序は所長が別に定めるところによる。

第 2 司法行政事務

- 1 所長が差し支えのときは、本庁の判事が上位から順次代理する。
- 2 部総括裁判官が差し支えのときは、その部の裁判官が上位から順次代理する。
- 3 高崎支部において、支部長が差し支えのときは、同支部の裁判官が上位から順次代理する。
- 4 桐生支部において、支部長が差し支えのときは、太田支部の裁判官が上位から順次代理する。

5 太田支部において、支部長が差し支えのときは、同支部の裁判官が上位から順次代理する。

6 司法行政事務を掌理する簡易裁判所裁判官が差し支えのときは、別表第5の裁判官配置欄に記載の順序及び代理順序欄記載の順序により代理する。

7 1から6までにより代理する者がなお差し支えのときは、所長の指名する者が代理する。

附 則

この定めは、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年2月24日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年4月1日から施行する。

ただし、記1及び記2については、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年4月1日から施行する。

ただし、記1及び記2については、平成25年3月25日から施行する。

(別表第1)

部 別	開廷日割	裁 判 官 の 配 置	事 務 分 配	代 理 順 序
本庁 民事第1部 (合議体)	水	裁判長 判 事 大 野 和 明 (特) 判事補 佐 伯 良 子 判事補 毛 受 裕 介	民事第1部において裁定合議決定をした事件 民事控訴事件 1/2 民事抗告事件 1/2 民事第2部で取り扱った事件の差戻事件 支部が合議体で取り扱った民事事件の差戻及び回付事件 並びに他庁が合議体で取り扱った民事事件の移送事件 1/2 民事第2部の裁判官に係る除斥・忌避申立事件 支部（高崎支部については、民事合議体構成裁判官全員 に関するもの）及び管内簡易裁判所（高崎簡易裁判所、群 馬富岡簡易裁判所及び藤岡簡易裁判所を除く。）の民事 事件を取り扱う裁判官に係る除斥・忌避申立事件 1/2	本庁において協議して定め る順序に従って他の裁判官 が代理する。
本庁 民事第1部 (単独係)	月・木	判 事 大 野 和 明	民事訴訟事件 4/20 行政訴訟事件 1/2 地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第 5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮 差押又は仮処分の事件のうち、先行する同法第242条 の2第1項第4号の規定による訴訟についての判決を民 事第1部又は民事第1部の裁判官が言い渡したもの 不動産等執行・競売事件（民事執行法等による執行事件 のうち、不動産等に対する強制執行事件（記録符号ヌ） 及び不動産等を目的とする担保権の実行としての競売等 事件（記録符号ケ）をいう。以下同じ。） 3/10 人身保護事件 1/2 仲裁関係事件 1/2 労働審判事件 1/4	

		民事・商事・借地非訟事件，公示催告事件 1/2 仮登記仮処分事件 1/2 保全異議・取消事件 1/4 民事執行法等による執行事件（不動産等執行・競売事件を除く。） 1/2 過料事件（民事執行事件に関するもの）
火・金	(特) 判事補 佐 伯 良 子	民事訴訟事件 5/20 労働審判事件 1/4 保護命令事件 1/2 不動産等執行・競売事件 4/10 保全異議・取消事件 1/4 財産開示事件 過料事件（民事執行事件に関するものを除く。） 1/2 特定調停事件 1/2 保全処分事件 1/6
随時	判事補 毛 受 裕 介	民事執行法等による執行事件（不動産等執行・競売事件を除く。） 1/2 不動産等執行・競売事件 3/10 保全処分事件 2/6 担保取消事件 1/2 民事証拠保全事件 1/2 訴えの提起前の証拠収集の処分 1/2 民事共助事件 1/2 民事に関するその他の雑事件 1/2
随時	判 事 小 泉 博 嗣	調停事件（特定調停事件を除く。）

本庁 民事第2部 (合議体)	金	裁判長 判 事 原 道 子 判 事 樋 口 隆 明 判事補 安 田 裕 子	民事第2部において裁定合議決定をした事件 民事第2部において合議決定をした事件（破産管財・民事再生・会社更生事件） 民事控訴事件 1/2 民事抗告事件 1/2 民事第1部で取り扱った事件の差戻事件 支部が合議体で取り扱った民事事件の差戻及び回付事件並びに他庁が合議体で取り扱った民事事件の移送事件 1/2 民事第1部の裁判官に係る除斥・忌避申立事件 支部（高崎支部については、民事合議体構成裁判官全員に関するもの）及び管内簡易裁判所（高崎簡易裁判所、群馬富岡簡易裁判所及び藤岡簡易裁判所を除く。）の民事事件を取り扱う裁判官に係る除斥・忌避申立事件 1/2	民事第1部の例に同じ。
本庁 民事第2部 (単独係)	月・水	判 事 原 道 子	民事訴訟事件 4/20 行政訴訟事件 1/2 地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押又は仮処分の事件のうち、先行する同法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟についての判決を民事第2部又は民事第2部の裁判官が言い渡したもの 人身保護事件 1/2 仲裁関係事件 1/2 労働審判事件 1/4 民事・商事・借地非訟事件、公示催告事件 1/2 仮登記仮処分事件 1/2 破産管財事件 1/3 破産同時廃止事件、免責事件 1/6 民事再生事件 1/3	

		会社更生事件，特別清算事件 1/3 保全異議・取消事件 1/4
火・木	判 事 樋 口 隆 明	民事訴訟事件 5/20 破産管財事件 1/3 破産同時廃止事件，免責事件 1/6 民事再生事件 1/3 会社更生事件，特別清算事件 1/3 労働審判事件 1/4 保護命令事件 1/2 過料事件（民事執行事件に関するものを除く。） 1/2 特定調停事件 1/2 保全異議・取消事件 1/4 保全処分事件 1/6
木	(特) 判事補 都 野 道 紀	民事訴訟事件 2/20
随時	(特) 判事補 都 野 道 紀	破産管財事件 1/3 民事再生事件 1/3 会社更生事件，特別清算事件 1/3
随時	判事補 安 田 裕 子	破産同時廃止事件，免責事件 4/6 保全処分事件 2/6 担保取消事件 1/2 民事証拠保全事件 1/2 訴えの提起前の証拠収集の処分 1/2 民事共助事件 1/2 民事に関するその他の雑事件 1/2

付 記

- 1 再審事件並びに飛躍上告、上告、控訴及び抗告提起事件は、原裁判をした部・係に分配する。飛躍上告受理申立事件も同様とする。
- 2 民事通常訴訟事件において、当事者の数が20を超える場合には、20を超えるごとに1件を加算した事件の分配があったものとみなす。ただし、当事者の数が200を超える場合には、民事部裁判官全員の協議による事件数によるものとする。
- 3 単独事件の差戻事件（支部の事件の差戻事件を含む。）については、差戻し前の関与裁判官を除き、受理の順序に従って分配する。
- 4 各事件に関する付随事件は、その事件の分配を受けた部・係が取り扱う。
- 5 部・係に分配された事件で、他の部・係に分配された事件と関連するもの又は他の部・係で処理するのが相当と認められるものは、両部・両係の協議により、これを当該他の部・係に移すことができる。
- 6 支部において処理するのを相当とするときは、関係裁判官の協議により当該事件を支部へ回付することができる。
- 7 職権付調停事件は、関係裁判官の協議により当該基本事件の分配を受けた係が取り扱うことができる。
- 8 破産管財事件の分配は、関係裁判官の協議によりこの定めと異なる割合によることができる。
- 9 労働審判事件に対する異議申立てにより訴え提起があったものとみなされた事件については、審判をした裁判官の所属する部の他の裁判官に民事訴訟事件として分配する。

(別表第2)

部 別	開廷日割	裁 判 官 の 配 置	事 務 分 配	代 理 順 序
本庁 刑事第1部 (合議体)	随時	裁判長 判 事 高 山 光 明 判 事 畑 口 泰 成 判事補 桑 原 眞 貴	法定合議事件のうち死刑又は無期若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの(以下「対象事件」という。) 1/2 法定合議事件のうち対象事件以外の事件 1/2 刑事第1部において裁定合議決定をした事件 刑事第1部に係属する心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)上の処遇事件で、同法第41条第1項の決定があった場合における対象行為の存否に関する審理及び裁判 刑事第2部に係属する医療観察法上の処遇事件に係る同法第72条第1項の取消請求事件及び同法第73条第1項の異議申立事件 刑事訴訟法第429条の準抗告事件(桐生支部、太田支部及び沼田支部に申し立てられた事件を含む。) 1/2 支部が合議体で取り扱った刑事事件の差戻事件 1/2 支部(高崎支部については、刑事合議体構成裁判官全員に関するもの。)及び管内簡易裁判所(高崎簡易裁判所、群馬富岡簡易裁判所及び藤岡簡易裁判所を除く。)の刑事事件を取り扱う裁判官に係る忌避・回避申立事件及び除斥の決定に係る事件 1/2 刑事第2部の裁判官に係る忌避・回避申立事件及び除斥の決定に係る事件	裁判長が差し支えのときは、刑事第1部の他の裁判官が上位から順次代理する。 裁判長以外の裁判官が差し支えのときは、刑事第2部裁判官、民事部裁判官、本庁兼務の前橋家庭裁判所裁判官、支部裁判官の順序で代理する。

本庁 刑事第1部 (単独係等)	水・金(隔週)	判 事 高 山 光 明	刑事単独事件 1/6 支部が単独係で取り扱った刑事事件の差戻事件 1/6 医療観察法上の各種処遇事件 1/4 医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 1/4	裁判官が差し支えのときは、刑事第1部の他の裁判官、刑事第2部裁判官、民事部裁判官、本庁兼務の前橋家庭裁判所裁判官、支部裁判官の順序で代理する。
	月・金	判 事 畑 口 泰 成	刑事単独事件 2/6 支部が単独係で取り扱った刑事事件の差戻事件 2/6 医療観察法上の各種処遇事件 1/4 医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 1/4	
	随時	判事補 桑 原 眞 貴	刑事共助事件(国際共助を含む。) 1/2 刑事証拠保全事件 1/2 没収追徴保全事件 1/2 刑事に関するその他の雑事件(刑事訴訟法第430条の準抗告事件を含む。) 1/2	
本庁 刑事第2部 (合議体)	随時	裁判長 判 事 半 田 靖 史 判 事 野 口 佳 子 判事補 平 工 信 鷹	法定合議事件のうち対象事件 1/2 法定合議事件のうち対象事件以外の事件 1/2 刑事第2部において裁定合議決定をした事件 刑事第2部に係属する医療観察法上の処遇事件で、同法第41条第1項の決定があった場合における対象行為の存否に関する審理及び裁判 刑事第1部に係属する医療観察法上の処遇事件に係る同法第72条第1項の取消請求事件及び同法第73条第1項の異議申立事件 刑事訴訟法第429条の準抗告事件(桐生支部、太田支部及び沼田支部に申し立てられた事件を含む。) 1/2 支部が合議体で取り扱った刑事事件の差戻事件 1/2	裁判長が差し支えのときは、刑事第2部の他の裁判官が上位から順次代理する。 裁判長以外の裁判官が差し支えのときは、刑事第1部裁判官、民事部裁判官、本庁兼務の前橋家庭裁判所裁判官、支部裁判官の順序で代理する。

			支部（高崎支部については，刑事合議体構成裁判官全員に関するもの。）及び管内簡易裁判所（高崎簡易裁判所，群馬富岡簡易裁判所及び藤岡簡易裁判所を除く。）の刑事事件を取り扱う裁判官に係る忌避・回避申立事件及び除斥の決定に係る事件 1/2 刑事第1部の裁判官に係る忌避・回避申立事件及び除斥の決定に係る事件	
本庁 刑事第2部 （単独係等）	木 ・金（隔週）	判 事 半 田 靖 史	刑事単独事件 1/6 支部が単独係で取り扱った刑事事件の差戻事件 1/6 医療観察法上の各種処遇事件 1/4 医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 1/4	裁判官が差し支えのときは，刑事第2部の他の裁判官，刑事第1部裁判官，民事部裁判官，本庁兼務の前橋家庭裁判所裁判官，支部裁判官の順序で代理する。
	月・金	判 事 野 口 佳 子	刑事単独事件 2/6 支部が単独係で取り扱った刑事事件の差戻事件 2/6 医療観察法上の各種処遇事件 1/4 医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 1/4	
	随時	判事補 平 工 信 鷹	刑事共助事件（国際共助を含む。） 1/2 刑事証拠保全事件 1/2 没収追徴保全事件 1/2 刑事に関するその他の雑事件（刑事訴訟法第430条の準抗告事件を含む。） 1/2	
付 記 1 関連事件は，受理の順序にかかわらず，最初に分配を受けた部・係が担当する。ただし，合議事件と単独事件が関連する場合は，合議体で単独事件を併せて審理及び裁判をする。				

- 2 再審請求事件及び再審事件は、原判決をした部・係に、刑事補償請求事件は、当該被告人に無罪等の裁判をした部・係にそれぞれ分配する。
- 3 勾留理由開示の手続は、当該被疑者又は被告人に勾留状を発付した裁判官がこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 4 勾留に関する処分、医療観察法上の鑑定入院命令及びその他の強制処分の分担並びに順序は、裁判官の協議により別に定めるところによる。
- 5 部・係に分配された事件で、他の部・係で処理するのが相当と認められるものは、両部・係の協議により、これを他の部・係に移すことができる。

(別表第3)

部 別	開廷日割	裁 判 官 の 配 置	事 務 分 配	代 理 順 序
高崎支部 (合議体) (民事)	木・金(第 2・第4)	裁判長 判 事 川 口 代志子 判 事 神 田 温 子 (特) 判事補 村 岡 聖 子 判事補 中 村 亜希子	民事裁定合議事件 人身保護事件, 人身保護雑事件 高崎支部(民事合議体構成裁判官全員に関するものを除く。), 高崎簡易裁判所, 群馬富岡簡易裁判所及び藤岡簡易裁判所の民事事件を取り扱う裁判官に係る除斥・忌避申立事件	裁判官が差し支えのときは, 他の高崎支部裁判官, 本庁裁判官の順序で代理する。
高崎支部 (合議体) (刑事)	金(第1・ 第3・第 5)	裁判長 判 事 田 島 清 茂 (特) 判事補 猪 坂 剛 判事補 中 村 亜希子	刑事合議事件 高崎支部(刑事合議体構成裁判官全員に関するものを除く。), 高崎簡易裁判所, 群馬富岡簡易裁判所及び藤岡簡易裁判所の刑事事件を取り扱う裁判官に係る忌避・回避申立事件及び除斥の決定に係る事件	代理順序は同上
	随時	裁判長 判 事 川 口 代志子 判 事 神 田 温 子 (特) 判事補 村 岡 聖 子 (特) 判事補 猪 坂 剛 判事補 中 村 亜希子	準抗告事件	
高崎支部 (単独係)	火	判 事 川 口 代志子	民事訴訟事件(本案提起に伴う執行停止事件及び職権付調停事件を含む。) 4/20 破産管財事件, 会社更生事件, 民事再生事件(小規模個人再生及び給与所得者等再生事件を除く。) 1/2	代理順序は同上

月・水	判 事 田 島 清 茂	刑事単独事件 刑事共助事件（国際共助を含む。） 民事執行法等による執行事件 2/4 執行雑事件 2/4
水	判 事 神 田 温 子	民事訴訟事件（本案提起に伴う執行停止事件及び職権付調停事件を含む。） 5/20 保全異議・取消事件 1/3 企業担保権実行事件 1/3 仮登記仮処分事件 1/3 保護命令事件 1/3 特別清算事件 1/3 申立てによる調停事件 1/3 仲裁関係事件 1/3
月	(特) 判事補 村 岡 聖 子	民事訴訟事件（本案提起に伴う執行停止事件及び職権付調停事件を含む。） 6/20 破産管財事件，会社更生事件，民事再生事件（小規模個人再生及び給与所得者等再生事件を除く。） 1/2 保全異議・取消事件 1/3 非訟事件（特別清算事件を除く。） 1/2 企業担保権実行事件 1/3 仮登記仮処分事件 1/3 保護命令事件 1/3 民事執行法等による執行事件 1/4 執行雑事件 1/4 特別清算事件 1/3 申立てによる調停事件 1/3 仲裁関係事件 1/3

火	(特) 判事補 猪 坂 剛	民事訴訟事件（本案提起に伴う執行停止事件及び職権付調停事件を含む。） 5/20 保全異議・取消事件 1/3 破産同時廃止事件，免責事件 1/2 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 1/2 非訟事件（特別清算事件を除く。） 1/2 企業担保権実行事件 1/3 仮登記仮処分事件 1/3 保護命令事件 1/3 民事執行法等による執行事件 1/4 執行雑事件 1/4 特別清算事件 1/3 申立てによる調停事件 1/3 仲裁関係事件 1/3
随時	判事補 中 村 亜希子	破産同時廃止事件，免責事件 1/2 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 1/2 強制執行停止事件（本案の提起されたものを除く。） 保全命令事件 担保取消事件 民事共助事件 民事及び刑事各証拠保全事件 民事に関するその他の雑事件 令状及び第1回公判までの勾留に関する処分
	(特) 判事補 田 中 篤 子	
付 記		

- 1 民事の再審事件並びに飛躍上告、控訴及び抗告提起事件は、原判決をした部又は係に分配する。
- 2 勾留に関する処分、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律上の鑑定入院命令、その他の強制処分及び没収追徴保全事件（国際共助に関するものを除く。）の分担並びに順序は、裁判官の協議により別に定めるところによる。
- 3 保全命令事件のうち、労働・無体財産権に関するもの、断行を求めるもの及びその他これに準ずる困難な事件は、裁判官の協議により判事（判事の権限を有する判事補を含む。）が担当することができる。
- 4 刑事の再審請求事件及び再審事件は、原判決をした部又は係に、刑事補償請求事件は、当該被告人に無罪等の裁判をした部又は係にそれぞれ分配する。
- 5 高崎支部における民事執行法等による執行事件には、企業担保権実行事件及び執行雑事件を含まない。
- 6 民事の各事件に関する付随事件は、その事件の分配を受けた部又は係が取り扱う。
- 7 係に分配された事件で、他の係に分配された事件と関連するもの又は他の係で処理するのが相当と認められるものは、両係の協議により、これを当該他の係に移すことができる。
- 8 本庁又は他の支部において処理するのを相当とするときは、関係裁判官の協議により当該事件を本庁又は他の支部へ回付することができる。

(別表第4)

部 別	開廷日割	裁 判 官 の 配 置	事 務 分 配	代 理 順 序
桐生支部	月・火・ 木・金(第 2・第4)	判 事 島 田 尚 登	民事事件(差戻事件を除く。) 刑事事件	裁判官が差し支えのときは、太田支部裁判官、本庁裁判官の順序で代理する。
太田支部	月・水	判 事 熊 谷 光 喜	民事訴訟事件 1/2 不動産等執行・競売事件(民事執行法等による執行事件のうち、不動産等に対する強制執行事件(記録符号ヌ)及び不動産等を目的とする担保権の実行としての競売等事件(記録符号ケ)をいう。以下同じ。) 1/2 保全事件 会社更生事件 非訟事件 人身保護事件 申立てによる調停事件 その他の民事事件	裁判官が差し支えのときは、他の太田支部裁判官、桐生支部裁判官、本庁裁判官の順序で代理する。
	水・金	(特)判事補 相 澤 千 尋	民事訴訟事件 1/2 民事執行法等による執行事件(不動産等執行・競売事件を除く。) 1/2 破産事件 民事再生事件 保護命令事件 民事証拠保全事件 第1回公判期日までの勾留に関する処分	

	月・火・金	(特) 判事補 伏 見 英	刑事事件 民事執行法等による執行事件 1/2	
	付 記 1 本案事件受理後の保全命令事件，仮登記仮処分事件，保全異議・取消事件は，当該本案事件の分配を受けた係が取り扱う。 2 職権付調停事件は，当該基本事件の分配を受けた係が取り扱う。 3 本案提起に伴う強制執行停止事件は，当該本案事件の分配を受けた係が取り扱う。 4 民事の各事件に関する付随事件は，その事件の分配を受けた係が取り扱う。 5 係に分配された事件で，他の係に分配された事件と関連するもの又は他の係で処理するのが相当と認められるものは，両係の協議により，これを当該他の係に移すことができる。 6 勾留に関する処分，心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律上の鑑定入院命令，その他の強制処分及び没収追徴保全事件（国際共助に関するものを除く。）の分担並びに順序は，裁判官の協議により別に定めるところによる。 7 民事の再審事件並びに飛躍上告，控訴及び抗告事件は，原判決をした係に分配する。			
沼田支部	月・火	(兼)(特) 判事補 都 野 道 紀	民事事件（差戻事件を除く。） 刑事事件	裁判官が差し支えのときは，本庁裁判官，高崎支部裁判官の順序で代理する。

(別表第5)

庁 別	開廷日割	裁 判 官 の 配 置	事 務 分 配	代 理 順 序
前橋	月・火	裁判官 丸 尾 弘 之	民事訴訟事件 1/2 民事調停事件 1/2 その他の民事事件 1/2 刑事公判事件 1/2 略式事件 1/2 令状 1/2 第1回公判までの勾留に関する処分 1/2	裁判官が差し支えのときは、他の裁判官が代理し、 なお差し支えのときは伊勢崎簡易裁判所裁判官が代理する。
	月・金	裁判官 横 溝 千 明	民事訴訟事件 1/2 民事調停事件 1/2 その他の民事事件 1/2 刑事公判事件 1/2 略式事件 1/2 令状 1/2 第1回公判までの勾留に関する処分 1/2	
	付 記 1 民事の再審事件並びに飛躍上告、控訴及び抗告提起事件は、原判決をした係に分配する。少額訴訟判決に対する異議申立事件、少額異議判決に対する特別上告提起事件並びに刑事の再審請求事件及び再審事件も同様とする。 2 民事の各事件に関する付随事件は、その事件の分配を受けた係が取り扱う。 3 係に分配された事件で、他の係に分配された事件と関連するもの又は他の係で処理するのが相当と認められるものは、両係の協議により、これを当該他の係に移すことができる。			
高崎	火・木	裁判官 原 田 伸 一	民事訴訟事件 1/2 民事調停事件 保全事件、公示催告事件、即決和解事件、過料事件 その他の民事事件 1/2 刑事公判事件 1/2 略式事件（交通切符事件を除く。）	裁判官が差し支えのときは、他の裁判官が代理し、 なお差し支えのときは藤岡簡易裁判所裁判官が代理する。

			令状及び第1回公判までの勾留に関する処分 6/10	
水		裁判官 猪 坂 剛	民事訴訟事件 1/2 その他の民事事件 1/2	
随時		裁判官 中 村 亜希子	証拠保全事件 令状及び第1回公判までの勾留に関する処分 3/10	
木 金（隔週・ 交通切符）		（兼）裁判官 小 林 裕 行	刑事公判事件 1/2 交通切符事件 令状及び第1回公判までの勾留に関する処分 1/10	
付 記 1 民事の再審事件並びに飛躍上告、控訴及び抗告提起事件は、原判決をした係に分配する。少額訴訟判決に対する異議申立事件及び少額異議判決に対する特別上告提起事件も同様とする。 2 民事の各事件に関する付随事件は、その事件の分配を受けた係が取り扱う。 3 係に分配された事件で、他の係に分配された事件と関連するもの又は他の係で処理するのが相当と認められるものは、両係の協議により、これを当該他の係に移すことができる。				
桐生	火・水・ 木・金 金（第3・ 交通切符）	裁判官 小 池 新 吉	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、太田簡易裁判所裁判官、館林簡易裁判所裁判官、前橋簡易裁判所裁判官の順序で代理する。
太田	月・火・ 水・木 水（隔週・ 交通切符）	裁判官 石 井 清 弘	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、館林簡易裁判所裁判官、桐生簡易裁判所裁判官、伊勢崎簡易裁判所裁判官の順序で代理する。

沼田	水・木・金 木（第３・ 交通切符）	裁判官 竹 内 宏 裁判官 財 部 成 徳	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、前橋簡易裁判所裁判官，高崎簡易裁判所裁判官の順序で代理する。
群馬富岡	火	（兼）裁判官 小 林 裕 行	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、高崎簡易裁判所裁判官が代理する。
中之条	火 火（隔月第 ３・交通切 符）	（兼）裁判官 竹 内 宏 （兼）裁判官 財 部 成 徳	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、前橋簡易裁判所裁判官，高崎簡易裁判所裁判官の順序で代理する。
藤岡	月・水	裁判官 小 林 裕 行	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、高崎簡易裁判所裁判官が代理する。
伊勢崎	月・火・ 水・木 火（隔週・ 交通切符）	裁判官 中 野 信 也	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、前橋簡易裁判所裁判官が代理する。
館林	火・水・木 火（第３・ 交通切符）	裁判官 佐 野 誠 也	民事・刑事事件	裁判官が差し支えのときは、太田簡易裁判所裁判官，桐生簡易裁判所裁判官の順序で代理する。

付 記

- 1 本庁・支部併置の簡易裁判所の勾留に関する処分及びその他の強制処分の分担並びに順序は、本庁又は支部の裁判官（沼田支部については、同支部を填補している裁判官）と当該簡易裁判所の裁判官が協議により別に定めるところによる。
- 2 本項に定める代理順序によることができないときは、所長の指名する簡易裁判所の裁判官がこれを代理する。